

山口宇部空港二次交通対策事業
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、山口宇部空港二次交通対策事業の補助対象事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

山口宇部空港二次交通対策事業

(2) 目的

空港連絡バスに代わり下関エリアとのアクセス機能を担う交通事業者の運行を支援することで、代替交通手段を確保するとともに、路線の需要に応じた運行体制（運賃・頻度等）について検討を行い、持続可能な供給体制（二次交通）の確立を目指す。

(3) 募集内容

『山口宇部空港～下関駅』間の空港連絡バスに代わり、以下の条件で乗合タクシーの運行を行える事業者

①運行開始日

令和4年4月1日

②運行形態

- ・羽田線の発着（1日最大10往復）に合わせて、定時・定路線で毎日運行
- ・使用する車両のサイズは原則ジャンボタクシー（定員8名）以上とし、各便の乗車人数に応じて更に大型の車両を使用するなど、旅客を確実に輸送すること

③主な経過地

- ・以下の地域を經由し、各エリアに最低1か所以上の停留所を設けること
《主な経由地》

山口宇部空港⇔「小月エリア」⇒「長府エリア」⇔「唐戸エリア」⇔下関駅

④その他

- ・当該補助事業終了後も自主運行により路線の維持に努めること
- ・新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに沿った対応を行うこと

(4) 補助対象経費

- ・運行支援費（1往復の運行に必要な経費から運賃収入を差引いた額を支給）
運行経費の1往復あたりの上限 22,000円（高速道路代金を含む）

(5) 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月12日まで

(6) 事業データについて

事業で得られたデータについて提供すること。（詳細は別途協議）

(7) その他

補助金の手続き等については、「山口宇部空港二次交通対策事業補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）による。

3 提案者に求められる資格要件

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす日本国内に存在する法人又は個人事業者とする。

(ア) 道路運送法（昭和20年法律第183号）第4条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ていること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）でないこと。

(エ) 山口県の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されている者であること、又は以下の条件すべてを満たす者であること。

①日本国内に存在する法人又は個人事業者で国税及び地方税等に滞納がないこと。

②法人の場合は設立日から（個人事業者の場合は開業日から）申請日までの期間が1年以上経過していること（ただし、承継を受けている場合を除く。）

(オ) 参加表明書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けている者でないこと。

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(キ) その他、事業の実施に必要な法令上の許可を得ていること。

(2) 参加資格要件の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から補助対象事業者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

4 プロポーザル日程

実施要領交付開始	令和4年3月1日	(火)	
参加表明書提出期間	令和4年3月8日	(火)	午前12時まで
質問受付期間	令和4年3月8日	(火)	午前12時まで
提案書提出期間	令和4年3月15日	(火)	午前12時まで

5 参加表明書の提出

本プロポーザルへ参加しようとする者は、次により参加表明書の提出を行うこと。

- (1) 提出書類：参加表明書（別紙様式1）
- (2) 提出部数：1部
- (3) 提出期間：令和4年3月8日（火）午前12時まで
- (4) 提出場所：後記12「事務局」に提出すること。
- (5) 提出方法：郵送・宅配便（土日・祝日は受付しません）

※なお、紙媒体で提出することに加え、PDF形式で電子メールにより提出すること。

6 質問及び回答

前記5「参加表明書の提出」により参加表明書を提出しようとする者は、本事業及び本要領について質問することができる。質問は次により質問書を提出することとし、口頭による質問は受け付けない。また、提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問については、一切受け付けないものとする。

- (1) 提出書類：質問書（別紙様式2）
- (2) 提出期限：令和4年3月8日（火）午前12時まで
- (3) 提出方法：電子メールにて、ubj.promotion@yamaguchi-u-be-airport-bldg.co.jp宛てに提出
- (4) 回答方法：質問を受け付けた次の日から概ね3営業日以内に電子メールにて回答

7 提案書の提出

- (1) 提出書類：後記8「提案書の構成」のとおり
- (2) 提出部数：7部（正本：1部、副本6部）
- (3) 提出期間：令和4年3月15日（火）午前12時まで
- (4) 提出場所：後記12「事務局」に提出すること。
- (5) 提出方法：郵送・宅配便（土日・祝日は受付しません）
- (6) 追加・変更等：提出後の案の差替え（追加・変更等）は、提出日を含めて3営業日以内に限り認めることとする。
- (7) 留意事項：正本及び副本は、ファイル綴じやホチキス留めせず、クリップ留めでの提出とする。なお、必要な書類については、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式で電子メール又はCD-Rにより提出すること。
- (8) その他：提案書の提出は、1参加表明者1提案までとする。

8 提案書の構成

- (1) 企画提案提出書（別紙様式3）
- (2) 運行計画書（別紙様式4）
- (3) 運行経費見積書（別紙様式5）

- (4) 誓約書(別紙様式6)
- (5) 山口県競争入札参加資格者名簿(業務委託)に登録されている者であることが分かる書類又は納税証明書
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ている者であることがわかる書類
- (7) 登記事項証明書

※なお、(5)、(6)、(7)については、コンソーシアム(共同事業体)を構成して参加する場合は構成する団体毎に必要であり、提出部数は各1部

※必要な書類については、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式で電子メール又はCD-Rにより提出すること。

9 選定方法

(1) 選定の方法

補助対象事業者の選定にあたっては、提出された案件ごとに順次、別に定める選定基準に基づき評価を行い、予算の範囲内において補助対象事業者を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に対して文章により通知する。

なお、選定結果についての異議申立て等は、受け付けないものとする。

10 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 前記3の提案者の資格要件を満たさない場合、又は補助対象事業者の決定をするまでの間に資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 参加表明書及び提案書を提出期限までに提出しなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合又は本要領に違反する表現をした場合
- (4) 本要領の受領以降、選定結果の通知があるまでの間に、本件に関して事務局に対し、不当な接触を行った場合
- (5) その他、指示した条件に違反する等、事務局が不相当と認める場合

11 その他

- (1) 提案者には、参加報酬は支払わない。本手続きにおける提案書作成・提出等、提案に係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本手続きにおいて、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (4) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (5) 事務局は、選定に係る手続きにおいて、又は本事業を実施していく上で必要がある場合は、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (6) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(7) 選定された提案者は、交付要綱に基づき、補助金交付申請等の必要な手続きを行うものとする。

(8) 事務局は、提案者に対して、その提案内容について態様・期間等を指定して追加資料を提出するよう求めることができるものとする。

(9) 事務局は、必要に応じて提案者に出席を求めて提案事業に関する中間報告会及び実績報告会を開催することが出来ることとし、その場合は、提案者に別途通知を行うこととする。

(10) 本プロポーザルについては、山口県及び下関市の令和4年度当初予算の成立を前提に行う準備行為であり、本補助事業の関係予算が成立した場合に限り事業を行うこととする。

なお、本補助事業の関係予算が成立しない場合、本補助事業は行わない。この場合において、本プロポーザルに要した全ての費用については本プロポーザル参加者の負担となるので留意すること。

1 2 事務局

〒755-0001 山口県宇部市沖宇部八王子 625-17 山口宇部空港ビル株式会社内

山口宇部空港利用促進振興会 事務局

担当 原田

TEL 0836-31-2200 (ガイダンスの9番)

FAX 0836-31-2202

電子メール ubj.promotion@yamaguchi-ube-airport-bldg.co.jp

別表 選定基準表

提案書に対しては、次に掲げる評価項目、評価の視点等を基準として評価を行う。

審査項目	配点	評価ポイント
提案内容の優良性	10	事業の目的を十分に理解した上で、具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れた提案となっているか。
提案内容の安定性	10	業務遂行に必要な十分な実施体制がとられているか
提案内容の利便性	10	利用者にとって利便性の高い提案となっているか
提案内容の独創性	5	独自の発想に基づく提案内容が含まれているか
提案内容の経済性	5	業務内容に即した適切な経費が計上されているか
事業に必要な専門性・資格、過去の実績	10	業務を遂行するために必要十分な専門的知識・資格や類似の業務を実施した実績を有しているか
合計	50	